

様式第1号（第4条、第11条関係）

（県単独事業の場合（様式第1号の10以外））

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名		地区名		所在地		施行 年度	(全計)		年度～	年度	受益 面積	ha			
							年度～	年度							
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	県補 助金	県補 助率	県費補助金 以外の財源		工期	事業		事業
										市町村費	土地改良 区その他				
			円		円		円	円	%	円	円		円		
計															

(注) 添付書類

- 1 実施設計書（変更実施設計書、出来高設計書）
- 2 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあつては、地区内における県補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

(記載要領)

- 1 所在地欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに、関係市町村数を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費を記載すること。
- 3 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段にその年度を記載すること。
- 4 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、ほ場整備事業、農地開発事業、土地改良総合整備事業等にあつては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、水路、ダム、農地保全施設等を記載すること。
- 5 事業量及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 6 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 7 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、県補助金の算出根拠を明記すること。
- 8 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式第1号の2（第4条、第11条関係）

（国庫補助事業による場合（様式第1号の3～9以外））

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名																
地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
											県費	市町村費	土地改良区その他			
				円		円		円		%	円	円	円		円	
	計															

（注）添付書類

- 1 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあつては、地区内における県補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

（記載要領）

- 1 地区名の下に（ ）書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費、管理支援費、促進費を記載すること。
- 3 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、総合事業、農業基盤整備促進事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあつては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、水路、ダム、農地保全施設等を記載すること。
- 4 事業量及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、県補助金の算出根拠を明記すること。
- 7 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日、受益面積（受益戸数又は受益人口）並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。また、農山漁村地域整備交付金を活用する場合は「交付金」と記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

①免税事業者

②簡易課税制度の適用を受ける者

③地方公共団体の一般会計

④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の3（第4条、第11条関係）

（水利施設等保全高度化事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名		水利施設等保全高度化事業															
地区名	補助対象要件	費目	工種	総量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
												県費	市町村費	土地改良区その他			
					円		円		円		%	円	円	円		円	
		計															

（注）添付書類：水利施設等保全高度化事業実施要綱第7の1に基づきそれぞれ作成された事業計画及び事業計画概要書

（記載要領）

- 1 補助対象要件欄には本要綱別表注3の（1）に掲げた要件ア～オのいずれかを記載すること（該当が無い場合は空欄とする）。

なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。

- 2 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費(軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く)、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 3 工種欄には、水利施設等保全高度化事業実施要綱別表2に掲げられている事業種類により記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積(受益戸数又は受益人口)及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。また、農山漁村地域整備交付金を活用する場合は「交付金」と記入すること。

①免税事業者

②簡易課税制度の適用を受ける者

③地方公共団体の一般会計

④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の4（第4条、第11条関係）

（農村地域防災減災事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名		農村地域防災減災事業															
地区名	補助対象要件	費目	工種	総量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
												県費	市町村費	土地改良区その他			
					円		円		円		%	円	円	円		円	
		計															

（注）添付書類：農村地域防災減災事業実施要綱第6の2に基づき作成された農村地域防災減災推進計画、第8の1に定める事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき行う場合に限る。）及び農村振興局長が別に定める書類

（記載要領）

- 1 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く）、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 2 工種欄には、農村地域防災減災事業実施要綱別表に掲げられている事業種類により記載すること。

- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設（成果）の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

①免税事業者

②簡易課税制度の適用を受ける者

③地方公共団体の一般会計

④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の5（第4条、第11条関係）

（農業基盤整備促進事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名		農業基盤整備促進事業															
地区名	補助対象要件	工種	費目	総量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
												県費	市町村費	土地改良区その他			
					円		円		円		%	円	円	円		円	
		計															

（注）実績報告時の添付書類

農地整備要領の別紙5の別表2及び農山交要領の別紙1-1の運用2の別表2の区分の欄を実施した場合は、「農業基盤整備促進事業等の定額助成に係る農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）の適切な把握について（平成28年12月5日付第201600135129号鳥取県農林水産部農地・水保全課長通知）」の別紙様式1-1～別紙様式1-4。

（記載要領）

1 補助対象要件欄には本要綱別表注3の(1)に掲げた要件ア～オのいずれかを記載すること（該当が無い場合は空欄とする）。

なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。

- 2 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載すること。なお、費目は工種毎に分けて記載すること。
- 3 工種欄には、農業基盤整備促進事業実施要綱別表に掲げられている事業種類により記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。また、農山漁村地域整備交付金を活用する場合は「交付金」と記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

①免税事業者

②簡易課税制度の適用を受ける者

③地方公共団体の一般会計

④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の6（第4条、第11条関係）

（農地耕作条件改善事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名		農地耕作条件改善事業																			
地区名	補助対象要件	工種	費目	総量		前年度まで		差額		本年度							次年度調整額		翌年度以降		備考
				事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	県費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			国庫補助金	県費	事業量	事業費	
														県	市町村費	土地改良区その他					
					円		円	円	円		円	円	%	円	円	円	円	円		円	
		計																			

（注）実績報告時の添付書類

耕作条件別表の区分の欄の1の（1）～（10）を実施した場合は、「農業基盤整備促進事業等の定額助成に係る農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）の適切な把握について（平成28年12月5日付第201600135129号鳥取県農林水産部農地・水保全課長通知）」の別紙様式1-1～別紙様式1-4。

（記載要領）

- 補助対象要件欄には本要綱別表注3の（1）に掲げた要件ア～オのいずれかを記載すること（該当が無い場合は空欄とする）。
なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。
- 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く）、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費又は促進費を記載すること。なお、費目は工種毎に分けて記載すること。

- 3 工種欄には、農地耕作条件改善事業実施要綱別表に掲げられている事業種類により記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 差額欄には、前年度において、本要綱別表注5の規定を適用し調整した場合に、その額を記載すること。
- 6 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 7 次年度調整額欄には、本要綱別表注5の規定を適用し次年度との間において調整する場合に、その額を記載すること。
- 8 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

①免税事業者

②簡易課税制度の適用を受ける者

③地方公共団体の一般会計

④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の7（第4条、第11条関係）

（土地改良施設突発事故復旧事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名		土地改良施設突発事故復旧事業														
地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
											県費	市町村費	土地改良区その他			
				円		円		円		%	円		円		円	
		計														

（記載要領）

- 1 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶機械器具費を記載すること。
- 2 工種欄には、本工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、水路等を記載すること。
- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。

5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

①免税事業者

②簡易課税制度の適用を受ける者

③地方公共団体の一般会計

④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の8（第4条、第11条関係）

（農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）

年 度

事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名		農業水路等長寿命化・防災減災事業																			
整備計画名	地区名	補助対象要件	交付対象事業			法律・予算の区分	事業実施期間	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
			区分	対策種類	事業種類			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
																県費	市町村費	土地改良区 その他			
								円		円		円	円	%	円	円	円		円		
	小計																				
	小計																				
	小計																				
	合計																				

（記載要領）

1 補助対象要件欄には本要綱別表注3の（1）に掲げた要件ア～オのいずれかを記載すること（該当が無い場合は空欄とする）。

なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。

- 2 交付対象事業の区分欄には、長寿命化対策は1、防災減災対策は2、ため池の保全・避難対策は3、施設情報整備・共有化対策は4を記入すること。
- 3 交付対象事業の対策種類欄には、長寿命化対策は1(1)、自然災害対策は2(1)、危機管理対策は2(2)、ため池防災環境整備は2(3)、流域治水対策は2(4)、ため池の保全・避難対策は3(1)、施設情報整備・共有化対策は4(1)を記入すること。
- 4 交付対象事業の事業種類欄には農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表に掲げられている交付対象事業により記載すること。
- 5 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
 - ①免税事業者
 - ②簡易課税制度の適用を受ける者
 - ③地方公共団体の一般会計
 - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の9（第4条、第11条関係）

（畑作等促進整備事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名		畑作等促進整備事業															
地区名	補助対象要件	工種	費目	総量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
												県費	市町村費	土地改良区その他			
					円		円		円		%	円	円	円		円	
		計															

（注）実績報告時の添付書類

畑作等別表の区分の欄の定額助成の事業内容1～7を実施した場合は、「畑作等促進整備事業の定額助成に係る農業者施工等の状況の適切な把握について（令和5年12月14日付第202300239783号鳥取県農林水産部農地・水保全課長通知）」の別紙様式1－1～別紙様式1－4。

（記載要領）

- 補助対象要件欄には本要綱別表注3の（1）に掲げた要件ア～オのいずれかを記載すること（該当が無い場合は空欄とする）。
なお、令和5年度以前に採択された地区では、従前の要件を記入すること。
- 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く）、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費を記載すること。なお、費目は工種毎に分記載すること。
- 工種欄には、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱別表1に掲げられている事業内容により記載すること。
産地形成支援事業を活用する場合は、対象となる事業費を[]として事業費の合計に含めないよう記載すること。

- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

①免税事業者

②簡易課税制度の適用を受ける者

③地方公共団体の一般会計

④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の10（第4条、第11条関係）

（次世代型水田農業加速化支援事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名		次世代型水田農業加速化支援事業															
地区名	事業主体	工種	加算区分	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫県補助金以外の財源			事業量	事業費		
											県費	市町村費	土地改良区その他				
					円		円		円		円	円	円	円		円	
		計															

（記載要領）

- 1 工種欄には、大区画化等別表に掲げられている事業種類により記載すること。
- 2 加算区分欄には、適用する大区画化等別表の助成単価区分に基づき、通常、集約化又は大区画化のいずれかを記入すること。
- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 国庫補助金欄欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
 - ①免税事業者
 - ②簡易課税制度の適用を受ける者
 - ③地方公共団体の一般会計

④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第2号（第4条、第11条関係）

年度 事業収支予算書（精算書）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
県費補助金	円	円	円	
市町村費				
地元負担金				
計				

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
	円	円	円	
計				

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日
 事業完了日（又は事業完了予定日） 年 月 日

（注）区分欄は、様式第1号の費目ごとに区分し、市町村又は団体等の支出科目により記載すること。

（3）補助金精算書

区分	補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	補助金精 算額 (A)	概算払 受領済額 (B)	未受領又は返 還金 (A) - (B)	備考
	円	円	%			円	

（注）（3）は、実績報告時のみ作成すること。

様式第2号の2（第4条、第11条関係）

（水利施設等保全高度化事業の場合）

年 度 事 業 収 支 予 算 書 （ 精 算 書 ）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
県費補助金	円	円	円	
市町村費				
地元負担金				
計				

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
(1)水利用調整事業 ○○費	円	円	円	
(2)管理省力化施設 整備事業 ○○費				
(3)機能保全計画策 定事業 ○○費				
(4)資産評価データ 整備事業 ○○費				
計				

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

事業完了日（又は事業完了予定日） 年 月 日

（注）区分欄は、様式第1号の費目ごとに区分し、市町村又は団体等の支出科目により記載すること。

（3）補助金精算書

区分	補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	補助金精 算額 (A)	概算払 受領済額 (B)	未受領又は返 還金 (A) - (B)	備考
	円	円	%			円	

（注）（3）は、実績報告時のみ作成すること。

様

職氏名

年度 鳥取県土地改良事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県土地改良事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱（平成12年10月10日付耕第344号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び・・・・補助（交付）金交付要綱（〇年〇月〇日付〇号農林水産事務次官依命通達）の規定に従わなければならない。

様式第3号の2（第5条関係）

（「ため池防災減災対策推進事業」ため池整備推進交付金の場合）

年 月 日

様

職氏名

年度 鳥取県土地改良事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県土地改良事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「ため池防災減災対策推進事業」とし、その内容はため池整備推進交付金とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

なお、確定額は、交付決定額のとおりとする。

様式第4号（第6条関係）

交付決定前着工届

番 号
年 月 日

様

職氏名

○（交付決定前着工が必要な理由）のため、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第6条に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着工したいので提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと

注 以下の表を添付すること。

別添

事業名	地区名	事業実施主体	事業量	事業費	工事開始予定 年月日	しゅん功予定 年月日	理由

（注）本届出に際しては、工程表を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

事業実績調書

1 請負及び竣工検査調書

地区名	区分	施行箇所	構造又は工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方法	備考
									検査年月日	検査責任者職氏名		
					円	円						

- (注) 1 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
- 2 請負金額に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を（ ）書きで上段に記載すること。
- 3 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
- 4 構造又は工法の欄には、コンクリートダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等工種に見合う工法を記載すること。
- 5 竣工検査の欄には、事業主体の検査を下段に、県の検査を（ ）書きで上段に記載すること。

2 用地買収費及び補償費調書

区 分	地目及び補償物件 (又は権利)	数 量	金 額	備 考
			円	

(注) 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

3 船舶及び機械器具費調書

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	

(注) 備考欄には、形式、取得年月日、耐用年数又は時間等を記載すること。

4 直営調書

区分	材料費	労務費	需用費	その他	計	備 考
	円	円	円	円	円	

(注) その他の経費の内訳を備考欄に記入すること。

5 残材料調書

名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は取得 年月日	備 考
			円	円		

6 財産管理台帳

地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 種類	処分 年月日	補助金 返還額	
					円	円							

- 1 規則第25条第2項及び要綱第15条第1項に規定するもの。
- 2 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施行期間を記載すること。
- 3 備考欄に、当該事業に係る補助率を記載すること。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

職氏名 様

所 在 地
名 称
代表者の氏名

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 事業補助金に係る仕入控除税額が確定したので、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第11条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金及び補助対象経費の確定額	(1)補助金の確定額	金	円
	(年 月 日付 第 号による通知額)	(2)補助対象経費の確定額	金	円
2	実績報告時控除税額		金	円
	(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除額)			
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額		金	円
4	補助金返還相当額	$(3 - 2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$	金	円

(注) その他参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第13条関係）

（第13条に係る様式）

年度 事業 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

職氏名 様

所在地及び氏名 代表者 氏 名

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった 事業の遂行状況について、
鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 収支状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 事業遂行状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
		事業費 (A)	本補助 金	事業費 (B)	本補助 金		
		円	円	円	円	%	

3 事業完了予定

年 月 日

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

職氏名 様

所 在 地
名 称
代表者の氏名

年度（補助金の名称）の支払にかかる申出書

年 月 日 第 号による交付決定にかかる（補助金等の名称）の支出について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更 希望内容又は支払停止希 望額	
支払時期・支払額を変更 又は支払停止を希望する 理由	
添付書類	資金計画書

様式第9号（第23条関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

番 号
年 月 日

職氏名 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び鳥取県から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1） 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」等を記載すること。

（注2） 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

職氏名 様

申請者 職氏名

年度鳥取県土地改良事業補助金の交付不用額について（通知）

年 月 日付第 号による交付決定の通知があった 年度鳥取県土地改良事業補助金について、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記理由により交付不用額を通知します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額（変更前）	
交付決定額（変更前）	
算定基準額（変更後）	
交付決定額（変更後）	
交付決定額の差引	
変更の理由	
添付書類	事業計画書、収支予算書

様式第11号（第26条関係）

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫補助 金相当額	支出済額	うち 国庫補助 金相当額	翌年度繰越額	うち 国庫補助 金相当額	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

（記載要領）

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

様式第12号（第27条関係）

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

職 氏 名
(公印省略)

〇〇年度事業完了報告書

このことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

補助金等の名称	
事業名	
地区名	
交付決定額	
実績額	
完了年月日	